ホ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ヘ　［略］

（注記表の区分）

第五十五条の三　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～九　略］

十　リースに関する注記

十一～十六　［略］

（リースに関する注記）

第五十五条の八の二　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない投資信託委託会社以外の投資信託委託会社は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

2　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資信託委託会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該計算期間の末日における取得原価相当額

二　当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額

三　当該計算期間の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第五十五条の八の三　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項

（賃貸等不動産に関する注記）

第五十五条の八の四　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ニ　資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

ホ　［同上］

（注記表の区分）

第五十五条の三　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］

十～十五　［同上］

［条を加える。］

（金融商品に関する注記）

第五十五条の八の二　［同上］

一　［同上］

二　金融商品の時価に関する事項

（賃貸等不動産に関する注記）

第五十五条の八の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

［一・二　同上］